



看護問題対策委員会ニュース

全日本赤十字労働組合連合会

NO.08-05 09.1.19

村上裁判・大阪高裁判決で認めた時間外勤務の内容とは

委員会・チーム会・勉強会 看護研究などは時間外労働

大阪にある国立循環器病センターで看護師として勤務していた村上優子さんが、くも膜下出血で倒れ、25歳という若さで亡くなったことについて、ご両親が「娘の死は月80時間にも及ぶ時間外労働などが原因」と公務災害を申請しました。厚労省は公務災害を認めませんでした。大阪地裁と高裁は公務災害と認め、昨年11月13日、舛添厚労大臣は上告しないことを明らかにし、公務災害は確定しました。

裁判のなかで、業務の質的・量的過重性（時間外労働）が問題にされ、発症前6ヶ月間の時間外は平均して約52時間22分となりましたが、その内容も明らかになりました。本来の看護業務以外で時間外として認められた内容は次のようなものでした。

チーム会、消耗品係としての作業・教育委員会（つまりすべての係としての作業と委員会が認められた）、クリティカルパス勉強会、研修会、大掃除
また、職場外の時間外勤務も認めました。

休日の病棟相談会およびチーム会、新人教育（プリセプター）業務
看護研究（自宅で従事したものも含む）

優子さんの裁判で確定した本来の看護業務以外の時間外業務の内容は、今日赤の施設で働くすべての看護師にもあてはまります。春闘のなかで、看護師の不払い残業を一掃するためにも、裁判で確定した時間外労働の内容を施設側と確認しましょう。

参加を待っています

日本医労連2009年春・看護要求実現全国交流集会

2009年2月11日（水）13:30～12日（木）12:30

熱海後楽園ホテル 参加費 12,500円



看護師の「離職者アンケート」と「復職者アンケート」もよろしくお願いします。